

◎新潟県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市池尻字ロク林164番1から 同市池尻字金鉢10番3まで	新	14.6～101.6メートル	503.1メートル
	旧	(A)7.1～102.6メートル	620.7メートル
		(B)14.6～101.6メートル	503.8メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

全区間一般国道403号及び一般国道404号と重用
一部区間一般国道353号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市池尻字金鉢10番3から 同市池尻字ロク林164番1まで	新	14.6～101.6メートル	503.1メートル
	旧	(A)7.1～102.6メートル	620.7メートル
		(B)14.6～101.6メートル	503.8メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

全区間一般国道253号及び一般国道404号と重用
一部区間一般国道353号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
-----	------	-----------	-----

十日町市池尻字金鉢 10 番 3 から 同市池尻字ロク林164番 1 まで	新	14.6～101.6メートル	503.1メートル
	旧	(A)7.1～102.6メートル	620.7メートル
		(B)14.6～101.6メートル	503.8メートル

備考 1 上記 (A) 及び (B) は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

全区間一般国道253号及び一般国道403号と重用

一部区間一般国道353号と重用